

# 教師の資質能力向上に関する参考資料

平成31年1月25日  
文部科学省総合教育政策局

# **Society5.0に向けた教師の資質能力向上**

# 1. Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方

(Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会の議論を踏まえて)

Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会  
新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース  
とりまとめ(平成30年6月5日)(概要)

## Society 5.0の社会像

A I 技術の発達 ⇒定型的業務や数値的に表現可能な業務は、A I 技術により代替が可能に  
⇒産業の変化、働き方の変化

### 日本の課題

A I に関する研究開発に人材が不足、少子高齢化、  
つながりの希薄化、自然体験の機会の減少

### 人間の強み

現実世界を理解し意味づけできる感性、倫理観、  
板挟みや想定外と向き合い調整する力、責任をもって遂行する力

## Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

A I 等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒**学びの在り方の変革**へ

- (例) ・スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示  
・スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援(学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等)

学校が変わる。学びが変わる。 ⇒Society5.0における学校(「学び」の時代)へ

- ・一斉一律授業の学校 →読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場へ
- ・同一学年集団の学習 →同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- ・学校の教室での学習 →大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

**共通して求められる力**：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

**新たな社会を牽引する人材**：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてA I やデータの力を最大限活用し展開できる人材 等

## 2. Society 5.0に向けて取り組むべき政策の方向性

(新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおける議論の整理)

Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会  
新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース  
とりまとめ(平成30年6月5日)(概要)

<求められる人材像、  
学びの在り方>

<現状・課題等>

<取り組むべき政策の方向性>

学びの在り方の  
変革

共通して求め  
られる力の育  
成

新たな社会を  
牽引する人材  
の育成

### 【すべての学びの段階】

- ・基盤的な学力を確実に定着させながら、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びが不十分。

### 【小・中学校】

- ・OECD/PISAでも高い到達水準。
- ・他方で、家庭環境、情報環境の変化のなかで、文章や情報の意味を理解し思考する読解力に課題との指摘。
- ・貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供達にSociety5.0時代に求められる基礎的な力を確実に習得させる必要。

### 【高等学校】

- ・普通科7割(80万人)・専門学科等3割(30万人)。
- ・普通科は文系7割(50万人)といった実態があり、多くの生徒は第2学年以降、文系・理系に分かれ、特定の教科については十分に学習しない傾向。  
※例えば普通科全体のうち「物理」履修者は2割(14万人)
- ・学年にとらわれない多様な学び(高等教育機関や産業界等との連携)の可能性。

### 【高等学校卒業から社会人】

- ・四年制大学は、人・社系5割(30万人)、理工系2割(12万人)、保健系1割、教育・芸術系等2割。  
※諸外国は、理工系にドイツ約4割、フィンランド・韓国等約3割
- ・教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性。  
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

I 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

II 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

III 文理分断からの脱却

## I. 「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供

### ○学習の個別最適化や異年齢・異学年など多様な協働学習のためのパイロット事業の展開

※全国の小中高等学校で実施  
（学校数は今後検討）

- ・ 児童生徒一人一人の能力や適性に**応じて個別最適化された学び**の実現に向けて、**スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオ**（後述）を活用しながら、個々人の学習傾向や活動状況（スポーツ、文化、特別活動、部活動、ボランティア等を含む）、各教科・単元の特質等を踏まえた実践的な研究・開発を行う。（例：基礎的読解力、数学的思考力の確実な習得のための個別最適化された学習）
- ・ また、**異年齢・異学年集団**での協働学習（例：英語力に応じた異年齢・異学年の協働学習）についても、実践的な研究・開発を行う。
- ・ 「チーム学校」を進める観点からも地域の人材等と連携し、体験活動を含めた多様な学習プログラムを提供する。
- ・ 生徒・学生の学習環境がより個別最適化されるよう、アドバンスト・プレイスメント、飛び入学及び早期卒業等の活用促進を図る。また、学生の様々な学びの意欲を実現させ、学習の個別最適化を進める観点から、各大学におけるギャップイヤーや学外での幅広い学びのための休学の活用を促進する。

### ○スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオの活用

- ・ EdTechを活用し、個人の学習状況等の**スタディ・ログ**を**学びのポートフォリオ**として電子化・蓄積し、指導と評価の一体化を加速するとともに、児童生徒が自ら活用できるようにする。そのため、CBTの導入を含めた全国学力・学習状況調査の改善、学びの基礎診断の円滑な導入により、個々の児童生徒について、基盤的学力や情報活用能力の習得状況の継続的な把握と迅速なフィードバックを可能とし、評価改善のサイクルを確立する。

### ○EdTechとビッグデータを活用した教育の質の向上、学習環境の整備充実

- ・ **EdTechとビッグデータ**の活用を推進するために必要なガイドラインの策定、データの収集、共有、活用のためのプラットフォームの構築に関する検討を行う。
- ・ デジタル教科書、デジタル教材、CBT導入等を進める観点からも**ICT環境の整備やICT人材の育成・登用を加速**する。

## Ⅱ. 基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得

### ○新学習指導要領の確実な習得

- 語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力など基盤的学力の定着を重視した**新学習指導要領**の確実な習得（全国学力・学習状況調査、大学入学共通テスト、学びの基礎診断でもこれらの力を重視）。そのため、個別最適化された振り返り学習など指導方法の改善や効果的な指導を支える教材、ICT環境、EdTechの整備を加速し、学習支援を充実する。
- **スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオ**の活用（I. 参照）により、学力の定着を促進する。

### ○情報活用能力の習得

- 大学入学共通テスト（2024年～）で「**情報**」を**出題科目に追加**することについて検討を開始する。
- 小中高を通じてデータ・サイエンスや統計教育を充実する。

### ○基盤的な学力を確実に定着させるための学校の指導体制の確立、教員免許制度の改善

- 小学校高学年における専科教員の配置など**学校の指導体制を確立**する。
- 中学校・高等学校教員採用試験に比べ小学校教員採用試験の倍率が低迷していることや、中学校・高等学校でも技術科、情報科のような特定教科の免許状を保有する教員が少ないことを踏まえ、指導体制の質・量両面にわたる充実・強化を図る観点から、**免許制度の在り方**を見直す。（例：複数の校種、教科の免許状取得を弾力化すること、経験年数や専門分野などに応じ特定教科の免許状を弾力的に取得できるようにすること）



## Ⅲ. 文理分断からの脱却

### ○文理両方を学ぶ高大接続改革

- 様々な学問分野において必要となる、確率・統計や基礎的なプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修とする新しい学習指導要領を確実に習得させるとともに、微分方程式や線形代数・ベイズ統計、データマイニングなど、より高度の内容を学びたい生徒のための条件整備等を行い、**文理両方を学ぶ人材**を育成する。

#### →WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムの創設

- AP（アドバンスド・プレイスメント）も含む高度かつ多様な内容を、個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム/コースをWWLコンソーシアムとして創設（高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高校・高専等を拠点校として整備）
- 海外提携校等への短期・長期留学を必修化し、海外からハイレベル人材を受け入れ、留学生と一緒に英語での授業・探究活動等

- 高校における文理分断の改善、社会のニーズ及び国際トレンド等を背景に、今後多くの学生が必要とするSTEAMやデザイン思考などの教育が十分に提供できるよう、大学による教育プログラムの見直しを促進する。  
：学生が共通的に学ぶ**リベラルアーツ**と学生が選択する**人社系**、**STEAM系**、保健系等の専門分野について、学部を超えて提供される構造へと変化。
- STEAM系を専攻するAIのトップ人材や専門人材を育成するとともに、文理両方を学ぶことにより必要なAIに関する素養を身に付けた人社系等を専攻する人材を育成する。また、大学のみならず高専や専門学校においてAIの専門人材を育成する。

#### →AI等の高度専門人材の育成

- 全学的な数理・データサイエンス教育の拡大・強化（拠点整備、標準カリキュラム等）等

#### →産学連携による実践的教育の実施と専門人材の育成

- 産学連携による実践的教育プログラムの開発・実施、産業界からの投資を呼び込むインセンティブ 等

### ○地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

- 高校と、地域の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、**地域人材の育成を推進**する。

#### →地域<sup>3</sup> 高校※（地域キュービック高校）の創設 ※地域の、地域による、地域のための高校

- 高校と地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、探究的な学び等を通じ、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へ転換
- コミュニティ・スクールである都道府県立高校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進

# 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年9月14日)のポイント



※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」(主査:丹羽文部科学副大臣)として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

## 1. 遠隔教育の基本的な考え方

- ▶ 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
- ▶ 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。

➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が**効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化(別紙)し、教育関係者の理解を深めていく。**

## 2. 制度の整備等

### 1)小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、**指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正**

### 2)不登校児童生徒に対する遠隔教育

➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための**留意事項**を学校関係者に周知を図り、**全国における制度の活用を一層促進。**

### 3)遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、**免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。**

## 3. 全国的な普及に向けた取組

- ▶ 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた**「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、全国の教育委員会における活用を促進。**
- ▶ **優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究**(「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」)を推進。
- ▶ **新たに開催する「遠隔教育フォーラム」(年度内に複数個所)や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。**その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- ▶ 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、**新規事業**を31年度概算要求に計上。

遠隔教育に係る施策を総合的・継続的に推進



# 遠隔授業の類型（イメージ）

（別紙）

## 合同授業型

- 児童生徒が**多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実**を図る。

## 教師支援型

- 児童生徒の**学習活動の質を高める**とともに、**教員の資質向上**を図る。

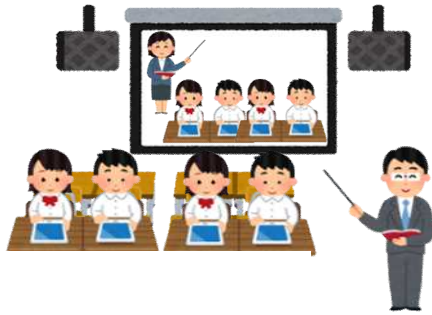
## 教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

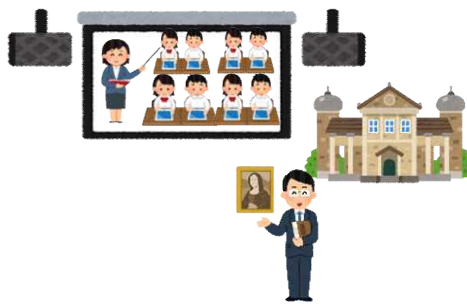
- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、**学習機会の充実**を図る。

送信側

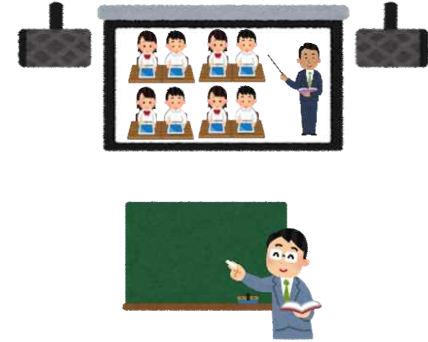
教師 + 児童生徒



ALTや専門家等



当該教科の免許状を保有する教師



同時双方向

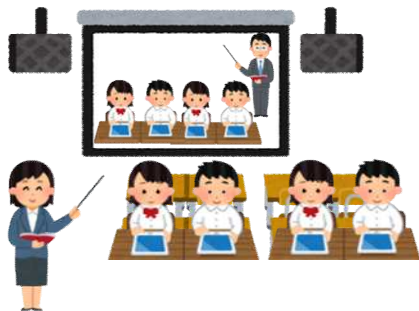


同時双方向

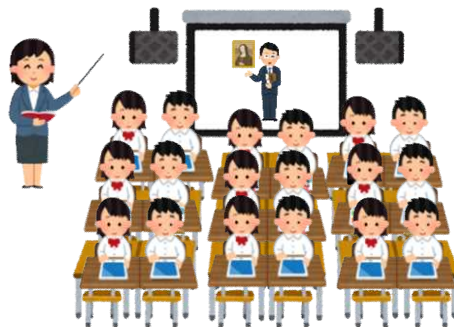


受信側

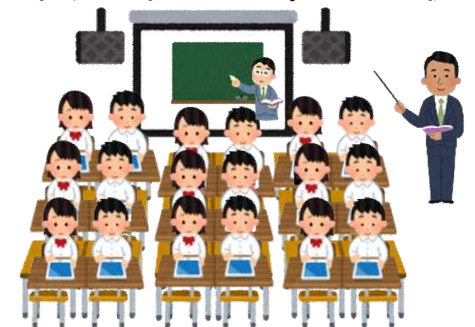
教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない）+ 生徒



# 遠隔教育の推進に向けた施策方針【概要】

## 1. 検討の趣旨・背景

- 教育の質の向上の観点から遠隔教育を推進するためには、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、取組の改善・充実を図っていくことが必要。
  - ※「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」(平成30年度上期結論・措置)とされている。
- このため、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を、平成30年6月に設置し、学校における遠隔教育の推進に向けた具体的方策について検討を行い、本施策方針を取りまとめた。

## 2. 基本的な考え方と現状・課題

※ 本方針における「遠隔教育」は「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」をいう

### 【推進に当たっての基本的な考え方】

- 遠隔システムの活用により、学校同士をつないだ合同授業を実施したり、外部人材の活用や幅広い科目開設など、学習の幅を広げることが可能。
- また、様々な事情により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、遠隔教育は、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たす。
- ただし、教師と児童生徒、児童生徒同士の日常的な信頼関係・人間関係が教育の基盤であり、遠隔教育が効果を発揮する前提として、その基盤が成立していることが不可欠。

### 【現状と課題】

- ① 教育関係者の理解が十分ではなく、一人一人の児童生徒の状況等に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育を効果的に活用する余地がある。
- ② 配信側において日常的な児童生徒理解に基づいた指導が十分でないこともあり、適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界がある。受信側においてケガ等のリスクがあり、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要（実験、調理実習等）。実践の蓄積が少ないため、効果的に行う指導方法等が明確とは言えない。
- ③ 機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク。
- ④ 遠隔システム等の整備に大きな費用が生じ、財政的な負担が生じる。

### 3. 課題を踏まえた推進方策

#### 課題①：一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

➤ 遠隔教育の効果を期待しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化

学習場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な意見や考えに触れ、協働して学習に取り組む機会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実</li> <li>興味・関心を喚起する学習環境の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校において生徒に多様な選択を可能とする学習環境の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保</li> </ul>
活用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模校同をICTでつないだ合同授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A L Tや専門家の活用</li> <li>博物館や美術館等と連携した学習</li> <li>専門性の高い教師による免許外教科担任への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な授業の実施（論述に関する学校設定科目等）</li> <li>小規模校等での多様な科目（理科・地歴等）の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育</li> <li>病気療養児（※2）に対する自宅・病院等での遠隔教育</li> </ul>
送信側免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許状を保有しない外部講師や免許状を保有するベテラン教師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師</li> </ul>
受信側免許		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該校の教師であれば、免許状の教科は問わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒については、教師の有無は問わない（学習者のみでも可）</li> <li>病気療養児の場合（※3）</li> </ul>
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校の教師が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信側の教師が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両校の教師が合同で実施（単位認定が可能）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒について、「出席扱い」とし、評価に反映。</li> <li>小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合、現状では「出席」とはならず、評価の対象外。</li> </ul>

※1 免許外教科担任を含む

※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒

※3 【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師

【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない（オンデマンド型の場合は教員の有無は問わない）。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能



- 中学校・高等学校等における教科指導の充実の観点から、**遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援を促進。**
  - ➡ 専門性の高い教師が免許外教科担任とともに授業を行うことにより、授業の質を高めるとともに、当該担任の資質向上が期待される。
- **小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育**については、病気療養児の学習機会の確保や学習意欲の維持・向上、円滑な復学につながるなどの効果が見られることから、一定の要件の下で、**「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるように、措置**を講じる。
- 不登校児童生徒に対し、自宅等における遠隔教育も含め、**I C T等を活用した学習活動を促進。**
  - ➡実施にあたっての要件や留意事項について学校関係者に周知する。

## 課題②：適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界があるなど指導上の課題

- ガイドブックの作成・配布や「遠隔教育フォーラム」をはじめとする各種会議での広報・周知等を積極的に進め、これまでの優れた実践例や課題の解決例を発信
  - **効果を期待しやすい学習場面**の整理
  - 遠隔教育の効果を高めるための**体制整備のポイント**の整理  
(例：教育委員会と学校が一体となった体制、I C T支援員の活用、異動を見据えた機器の管理や知識・技術の蓄積)
  - 効果的・継続的な遠隔教育を実施するための**教員研修の具体的項目**の整理
  - **指導上・安全管理上の留意点等**について整理



相手校の発表に質問をしている様子



A L Tと会話をしている様子

### 課題③：機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク

- 主なトラブルとその対策例の発信や、I C T 支援員・I C T 活用教育アドバイザーの活用
  - トラブルが発生する可能性が低減する導入例の提示
  - 生じる主なトラブルと対策例を整理  
(例：ハウリングが起きにくい機器の配備例、遠隔システムの接続が不安定な場合の対処例)
  - 機器等の準備や授業中の操作などを行う I C T 支援員の配置促進 (4校に1人配置できるよう地方財政措置)
  - 遠隔教育の導入を含め、自治体のニーズに応じた I C T 活用教育アドバイザーの派遣

### 課題④：財政的な負担

- 各自治体が、地方財政措置も活用しつつ、遠隔教育に係る整備を進めることができるよう、目的に応じた I C T 環境構成モデル例や機器の活用事例の発信による、効率的・効果的な整備促進
  - 学習活動に応じて 必要となる機器・費用を例示し、期待される教育効果を示すことにより、各自治体における予算措置・環境整備を促進  
(web会議システムの利用例：初期費用93万円 (+年15万円の利用料)  
ビデオ会議システムの利用例：初期費用180万円) ※1教室当たり
  - 遠隔授業以外における I C T 機器の活用事例の提示  
(例：学習者用コンピュータ、協働学習用ツール、デジタル教材)



Web会議システムを利用した例



# 教員のICT活用指導力チェックリスト

## 小学校版

### 教員のICT活用指導力のチェックリスト（小学校版）

ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からE-2の18項目について右欄の4段階でチェックしてください。

#### A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力

	4 むしろ 超えている	3 やや 多い	2 あまり はない	1 ほとんど ない
A-1 教育効果をあげるには、どの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。	4	3	2	1
A-2 授業で使う教材や資料などを集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。	4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4	3	2	1
A-4 評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用して児童の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。	4	3	2	1

#### B 授業中にICTを活用して指導する能力

B-1 学習に対する児童の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-2 児童一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-3 わかりやすく説明したり、児童の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-4 学習内容をまとめる際に児童の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。	4	3	2	1

#### C 児童のICT活用を指導する能力

C-1 児童がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-2 児童が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べたことを表計算ソフトで表や図などにまとめたりすることを指導する。	4	3	2	1
C-3 児童がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく発表したり表現したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-4 児童が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図るように指導する。	4	3	2	1

#### D 情報モラルなどを指導する能力

D-1 児童が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、相手のことを考えた情報のやりとりができるように指導する。	4	3	2	1
D-2 児童が情報社会の一員としてルールやマナーを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-3 児童がインターネットなどを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるように指導する。	4	3	2	1
D-4 児童がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけることができるように指導する。	4	3	2	1

#### E 校務にICTを活用する能力

E-1 校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する。	4	3	2	1
E-2 教員間、保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットや校内ネットワークなどを活用して、必要な情報の交換・共有化を図る。	4	3	2	1

## 中学校・高等学校版

### 教員のICT活用指導力のチェックリスト（中学校・高等学校版）

ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からE-2の18項目について右欄の4段階でチェックしてください。

#### A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力

	4 むしろ 超えている	3 やや 多い	2 あまり はない	1 ほとんど ない
A-1 教育効果をあげるには、どの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。	4	3	2	1
A-2 授業で使う教材や資料などを集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。	4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4	3	2	1
A-4 評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用して生徒の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。	4	3	2	1

#### B 授業中にICTを活用して指導する能力

B-1 学習に対する生徒の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-2 生徒一人一人に課題意識をもたせるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-3 わかりやすく説明したり、生徒の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-4 学習内容をまとめる際に生徒の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。	4	3	2	1

#### C 生徒のICT活用を指導する能力

C-1 生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-2 生徒が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べた結果を表計算ソフトで表やグラフなどにまとめたりすることを指導する。	4	3	2	1
C-3 生徒がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく説明したり効果的に表現したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-4 生徒が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図るように指導する。	4	3	2	1

#### D 情報モラルなどを指導する能力

D-1 生徒が情報社会への参画にあたって責任ある態度と義務を果たし、情報に関する自分や他者の権利を理解し尊重できるように指導する。	4	3	2	1
D-2 生徒が情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を理解し、反社会的な行為や違法な行為などに対して適切に判断し行動できるように指導する。	4	3	2	1
D-3 生徒がインターネットなどを利用する際に、情報の信頼性やネット犯罪の危険性などを理解し、情報を正しく安全に活用できるように指導する。	4	3	2	1
D-4 生徒が情報セキュリティに関する基本的な知識を身に付け、コンピュータやインターネットを安全に使えるように指導する。	4	3	2	1

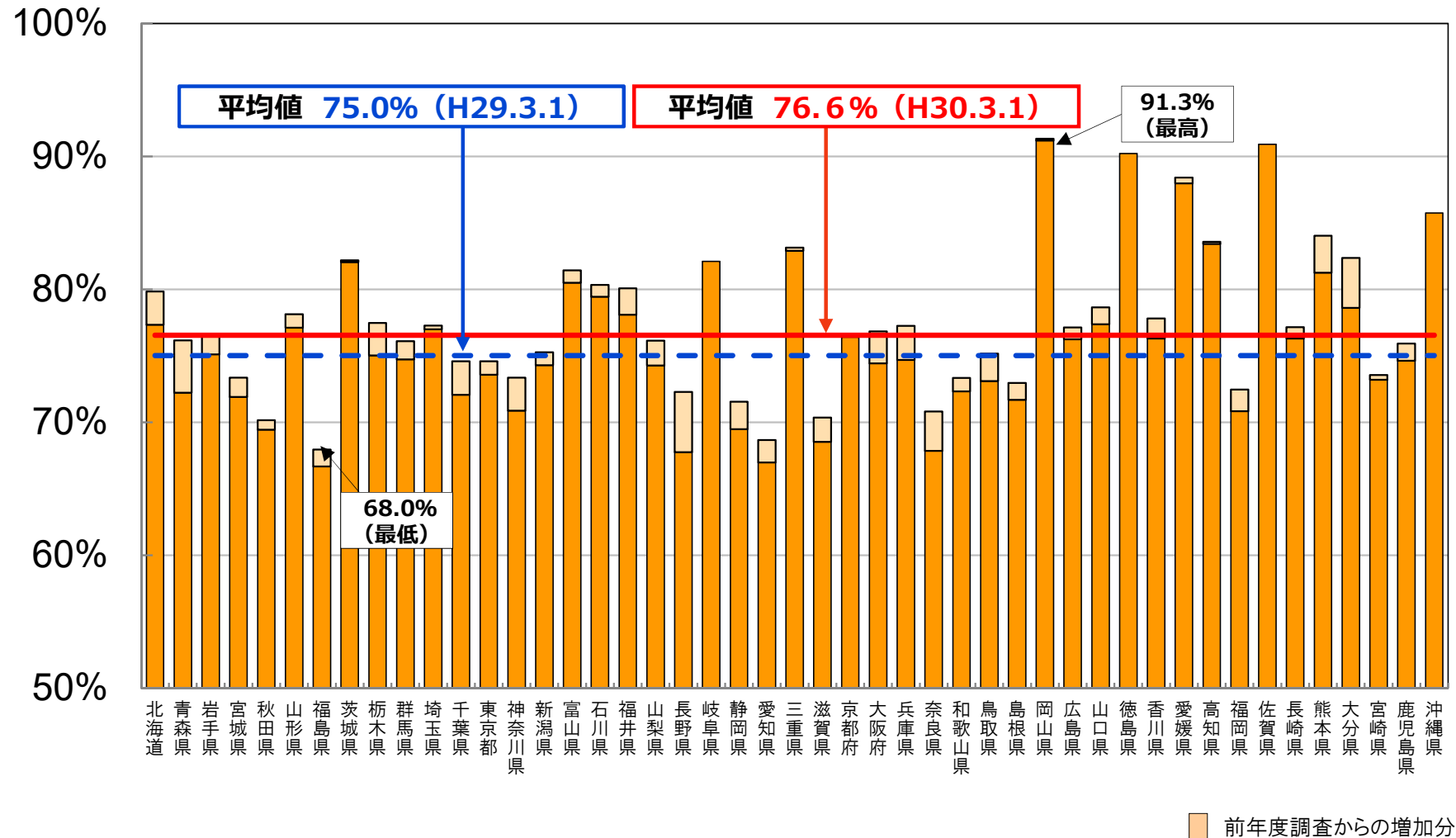
#### E 校務にICTを活用する能力

E-1 校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する。	4	3	2	1
E-2 教員間、保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットや校内ネットワークなどを活用して、必要な情報の交換・共有化を図る。	4	3	2	1

# 都道府県別 教員のICT活用指導力の状況

## ②大項目B 授業中にICTを活用して指導する能力

【前年度（平均：75.0%、最高：92.4%、最低：66.7%）】



(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成30年3月現在）)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm)

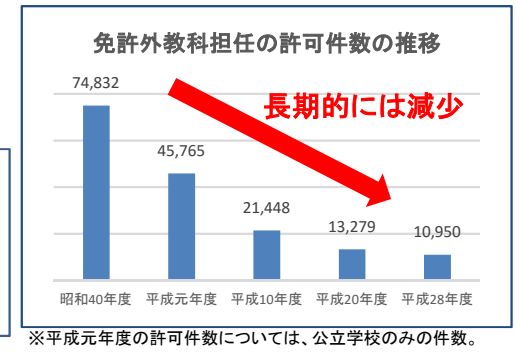
# 【概要】免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書

## 免許外教科担任制度

- ・ある教科の免許状を保有する教師を採用できない場合に、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師に当該教科の教授を担当させる制度
- ・昭和20年代に免許状を有する教師が全国的に不足する中で導入されたが、現在は 個別の事情により、やむをえず生ずる配置のニーズを適時に調整するために制度を利用
- ・免許外教科担任の許可件数は長期的には減少
- ・中学校では美術、技術、家庭、高等学校では情報や職業に関する教科を中心に、特に小規模校で制度を利用

### 許可件数の多い上位3教科

【中学校】	【高校】
家庭: 2181件	情報: 1248件
技術: 2146件	公民: 394件
美術: 938件	工業: 336件



## 対応の方向性

- ・近年の教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加の可能性等に鑑み、**免許外教科担任制度は存続**
- ・ただし、**同制度の利用を可能な限り縮小させる**ための取組を行う
- ・どうしても免許外教科担任が必要な場合には、**遠隔教育の利用など、担当教師への支援や研修を充実**

## 文部科学省の主な対応策

- ①免許状取得要件の弾力化  
複数教科の免許状の取得を促進するため、**免許状の取得要件を弾力化**
- ②大学間の連携・協力による養成・研修体制の確保  
教員採用数の少ない教科について、**大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み**を検討
- ③現職教員以外の多様な人材の活用  
退職教員、民間の人材等が、適時・適切に教壇に立てるよう、**免許状更新講習の受講の弾力化や特別免許状・臨時免許状を積極的に活用**
- ④免許外教科担任の授業の質の向上  
・「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」がまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」に基づき、**遠隔システムの活用による免許外教科担任の授業の質の向上**を促進  
・免許外教科を担当する教師の資質向上のため、**放送・通信・インターネットによる講習を開発**
- ⑤運用指針の提示  
免許外教科担任の運用指針を都道府県教育委員会に示し、**厳格な運用や担当教師への支援等を要請**

## 教育委員会に期待される役割

- ①複数教科の免許状を有する者への**採用選考等における配慮**
- ②免許状を保有する教員が少ない教科についての**計画的な免許法認定講習の開講及び現職の教員が受講しやすい環境の整備**
- ③複数校兼務を行うに当たっての**兼務発令等の手続きの明確化、計画的・効果的な教員配置への支援**
- ④免許外教科担任への**研修機会の充実及び支援体制の確保**
- ⑤免許外教科担任の**許可の基準等の見直し及びその運用の徹底**

## 大学に期待される役割

- ①**複数免許状を取得しやすいようにすることや免許法認定講習の開講の協力**
- ②近隣の大学との連携・協力などによる**採用数の少ない教科についての養成・研修機能の強化、効率化**

教育委員会と大学とが  
双方の事情とニーズを  
踏まえて養成、採用、研修等  
について協力

# 免許外教科担任の許可件数（教科別）

## 1. 中学校

教科	H26	H27	H28
国語	321	299	319
社会	311	271	297
数学	426	454	417
理科	247	211	198
音楽	84	96	99
美術	992	944	938
保健体育	410	409	397
保健	6	12	5
技術	2,096	2,114	2,146
家庭	2,264	2,189	2,181
職業	0	0	0
外国語	185	166	188
宗教	3	6	5
職業実習	1	0	0
職業指導	0	0	0
合計	7,346	7,171	7,190

### 許可件数上位5教科

家庭、技術、美術、  
数学、保健体育

## 2. 高等学校

教科	H26	H27	H28
国語	55	39	42
地理歴史	253	229	242
公民	409	374	394
数学	170	136	127
理科	61	59	64
音楽	18	19	21
美術	37	36	38
工芸	59	57	60
書道	107	105	113
保健体育	96	100	108
保健	6	6	6
情報	1,261	1,208	1,248
家庭	129	153	152
看護	26	28	15
農業	166	159	159
工業	397	340	336
商業	159	152	145
水産	115	108	121
福祉	220	212	191
商船	0	0	1
外国語	144	143	157
宗教	10	9	12
看護実習	1	0	0
家庭実習	1	0	0
情報実習	0	0	0
農業実習	0	0	2
工業実習	2	1	1
商業実習	0	0	0
水産実習	1	1	1
福祉実習	0	0	0
商船実習	0	0	0
職業指導	3	6	4
合計	3,906	3,680	3,760

### 許可件数上位5教科

情報、公民、工業、  
地理歴史、福祉



# 複数教科免許状保有による教員採用試験での加点の実施状況

	受験教科に対する他教科(複数教科)免許状保有による加点	
	中学校教諭	高等学校教諭
福島県		受験教科以外に「情報」の免許状も保有
茨城県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」、「看護」の免許状も保有 地理歴史受験者が「公民」を保有、 公民受験者が「地理歴史」を保有 家庭受験者が「福祉」を保有
栃木県		受験教科以外に「情報」の免許状も保有
群馬県		受験教科以外に「情報」の免許状も保有 地理歴史受験者が「公民」を保有 公民受験者が「地理歴史」を保有 家庭受験者が「福祉」を保有
埼玉県		国語受験者が「中国語」を保有 英語受験者が「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」の免許状も保有
新潟県	「音楽」、「美術」、「技術」、「家庭」受検者で他教科の免許状も保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有 書道受検者が「国語」を保有
山梨県	複数教科の免許状を保有	複数教科の免許状を保有
静岡県	複数教科の免許状を保有	複数教科の免許状を保有
三重県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有
奈良県	「音楽」、「美術」、「技術」、「家庭」を含む複数教科を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有 地理歴史受験者が「公民」の免許状も保有
徳島県	「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術」、「家庭」を 志願する者で、出願教科以外の免許状を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有 「家庭」受検者が「福祉」の免許状も保有 公民受験者が「地理歴史」を保有 家庭受験者が「福祉」を保有
愛媛県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」の免許状も保有
高知県	複数教科の免許状を保有	
佐賀県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」、「看護」の免許状も保有 「地理歴史」受験者が「公民」の免許状も保有
長崎県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」、「福祉」の免許状も保有
鹿児島県	複数教科の免許状を保有	受験教科以外に「情報」の免許状も保有
新潟市	「音楽」、「技術」又は「家庭」受検者で他教科の免許状も保有	「音楽」、「家庭」受検者で他教科の免許状も保有
浜松市	複数教科の免許状を保有	

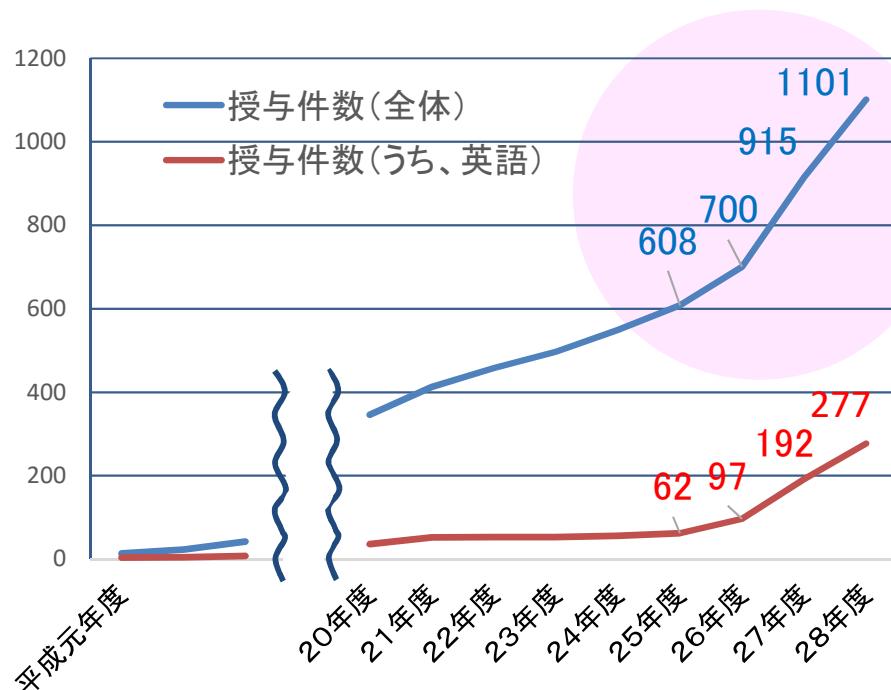


# 特別免許状制度

○ 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（免許状は10年間有効。更新可。）

○ 外国語の特別免許状授与者の主な経歴：ALT、英語講師、通訳、インターナショナルスクール講師

○ 件数の推移（累積件数）



平成26年度以降、件数が急増

## ※授与手続

1. 任用しようとする者（都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

※特別免許状の授与を一層促進するため、平成26年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定、教育委員会へ通知

※平成28年度の授与件数：186件（うち、英語85件）

平成元年度～28年度延べ1,101件（うち、英語277件）

# 特別非常勤講師制度

○ 教員免許状を有しない地域の人材や多様な専門分野の社会人を、任命・雇用しようとする者の届出により非常勤講師として登用し、教科の領域の一部を担当させることができる制度（昭和63年に創設）。

○ 担当する教科等

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

○ 届出件数・事例

(件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	5,057	4,655	4,730	4,559	4,796
中学校	2,450	2,425	2,495	2,466	2,382
高等学校	10,761	11,387	11,458	11,663	11,775
特別支援学校	1,090	1,117	1,378	1,613	1,818
合計	19,358	19,584	20,061	20,301	20,771

※義務教育学校、中等教育学校については実績なし

○ 主な分野別の届出件数と特別非常勤講師の主な職業（平成28年度）

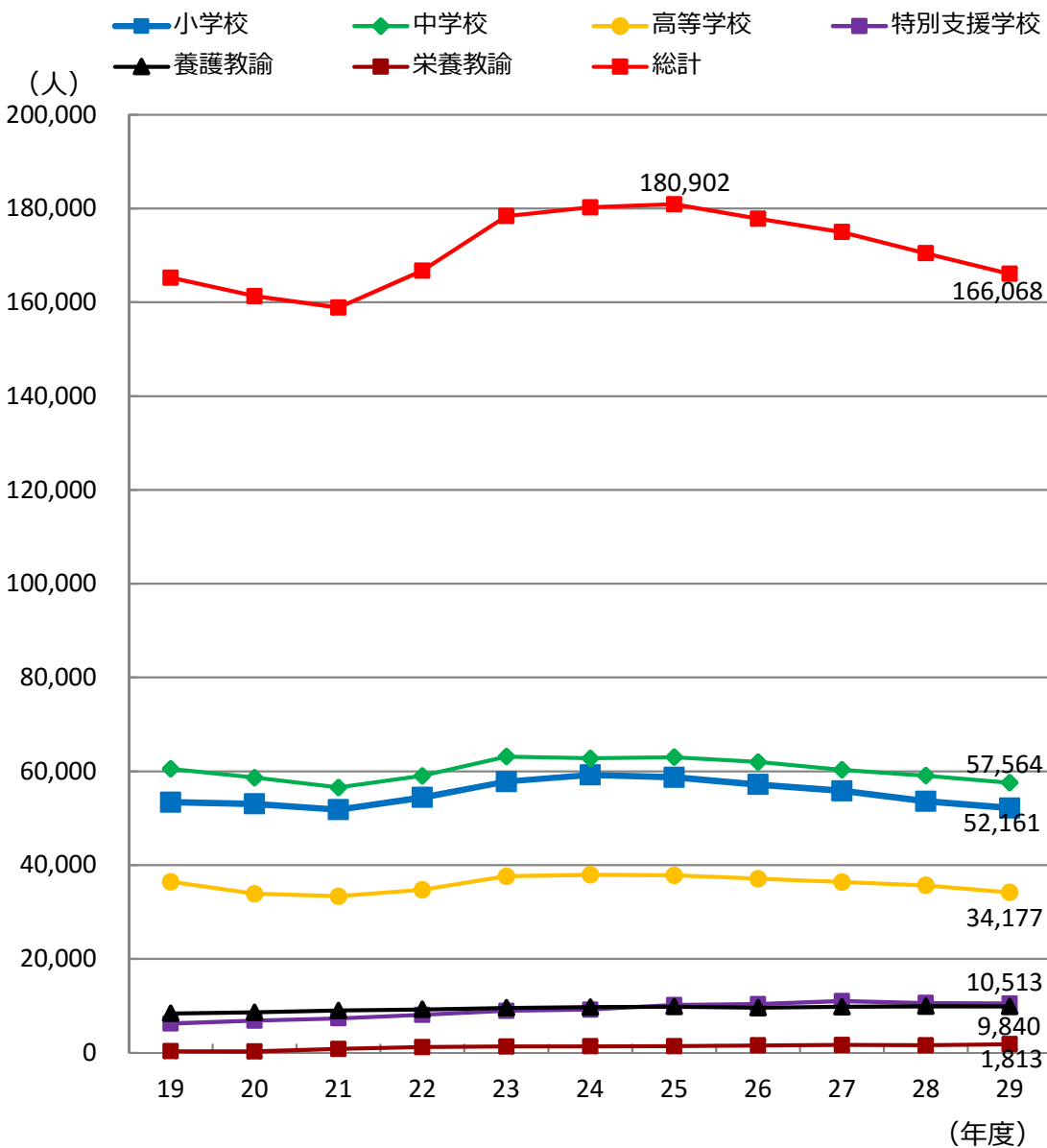
※( )内が主な職業

医学・看護 (医師、看護師、等)	3,801	外国語(外国語会話も含む) (外国語講師、通訳、ネイティブスピーカー等)	3,281	家庭科教育(食) (調理師、栄養士等)	2,110
芸術 (絵画・音楽教室講師等)	1,849	福祉・ボランティア (介護福祉士、手話講師等)	1,386	伝統芸能 (和楽器奏者等)	830
情報 (パソコン講師、IT技術者等)	624	書道・書写 (書道家、書道教室講師等)	613	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	607
製造現場体験 (建築業、デザイナー等)	346	異文化理解 (語学講師、海外出身者等)	326	伝統工芸 (陶芸家、文化教室講師等)	310
理容・美容 (専門学校講師等)	127	道徳 (元プロスポーツ選手、動物園長等)	116	武道 (有段者、師範等)	112
				その他 (予備校・専門学校講師、NPO法人職員等)	2,882

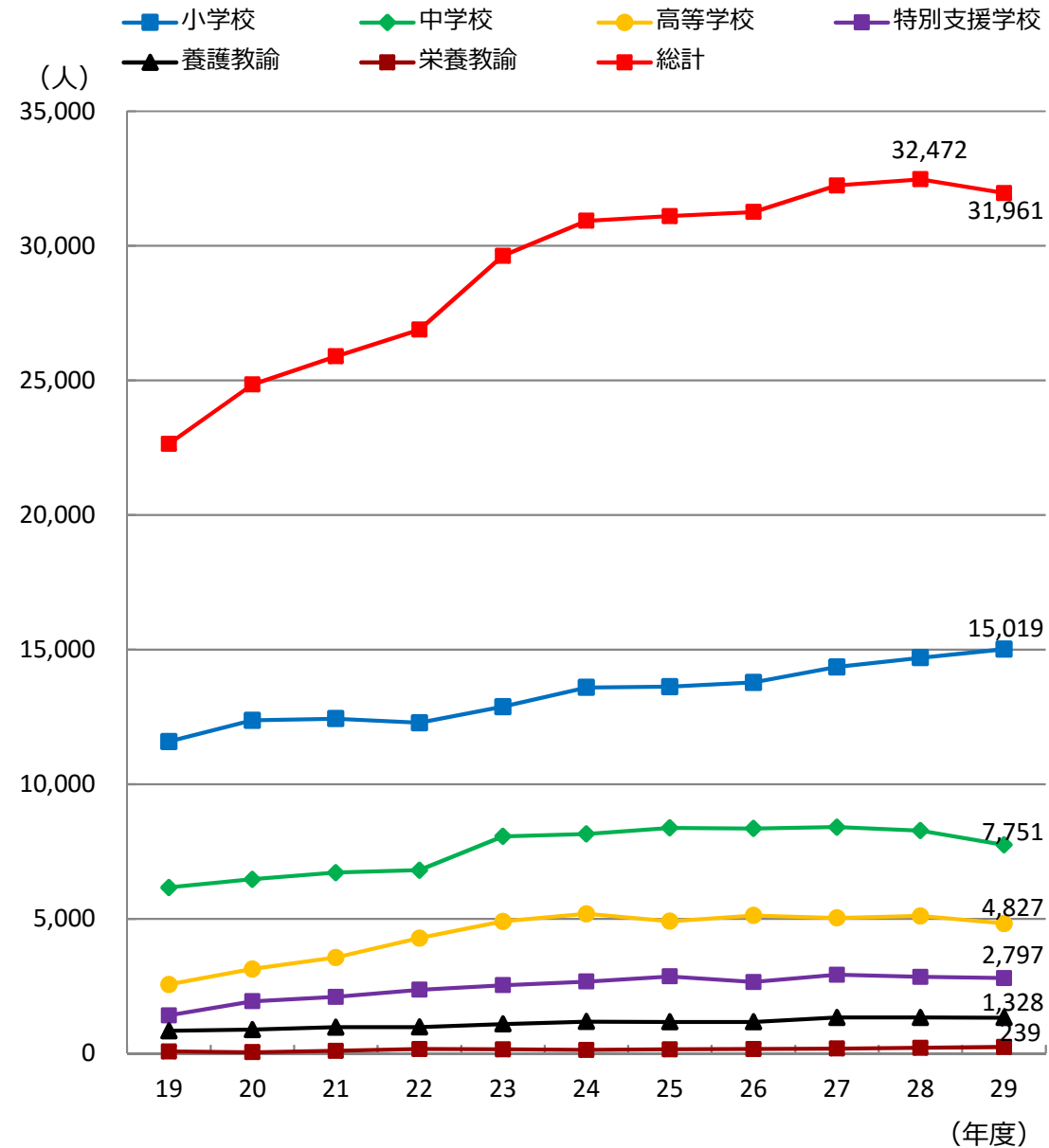
# 総合的な教師の資質能力向上方策

# 教員採用試験の受験者と採用者の状況

## 試験区分別受験者数の推移



## 試験区分別採用者数の推移



出典：平成30年度教師の採用等の改善に係る取組事例  
平成30年2月文部科学省初等中等教育局教職員課

# 「教師の日」について

## 一般社団法人「教師の日」普及委員会の取組

ユネスコ(UNESCO:国際連合教育科学文化機関)が『世界教師の日』として制定している10月5日を、日本においても教師に感謝を伝える日として定着させるべく様々な活動を行っている。



## 諸外国における「教師の日」

ユネスコ

10月5日

“World Teachers’ Day”

カナダ

10月5日

中国

9月10日

韓国

5月15日

アメリカ

5月第1火曜日

等

## ○感謝のセレモニー



## ○「先生のコトバ展」

JAPAN TEACHERS' WEEK 2018 特別企画展



Thank you. My teacher.  
10.5 教師の日

悩んでいたときにくれた、優しいコトバや、  
道を踏み外しそうになったときにくれた、厳しいコトバ。

いまでも心に残っている「先生のコトバ」を、  
全国の学生や、昔は学生だった大人たちから募集。  
当時のエピソードとともに、展示していきます。

作品例)



## ○「教師の日」広報大使



元プロボクサー内藤大助氏

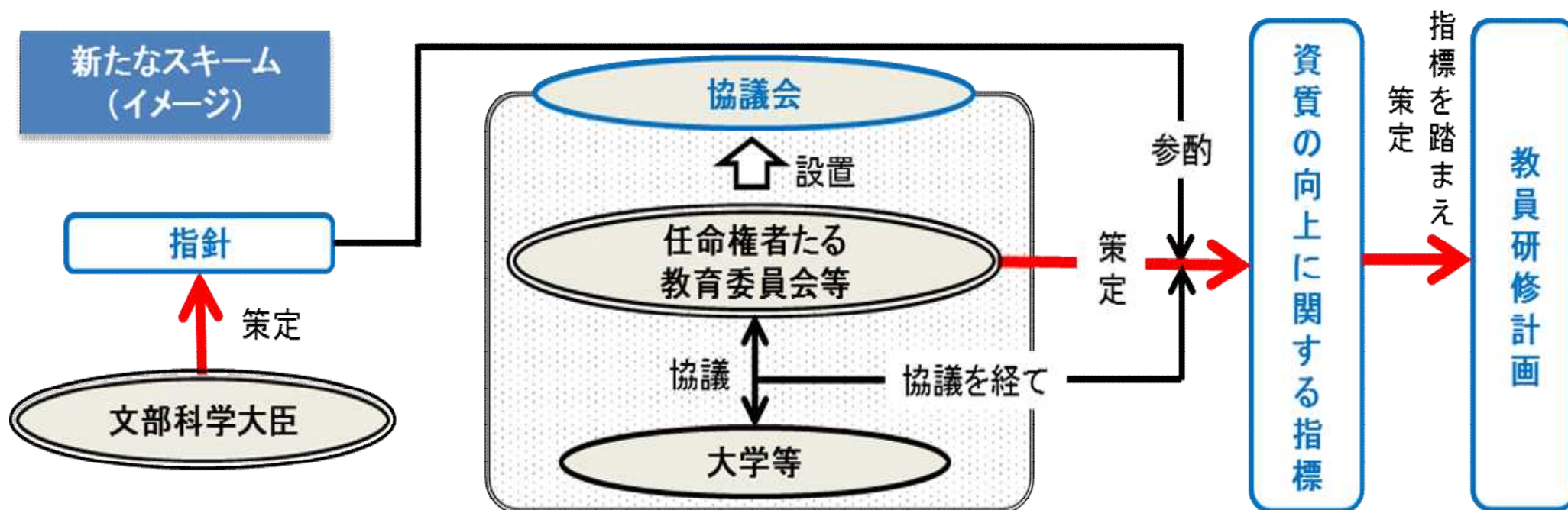


# 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)の中で、各地域において教育委員会と大学等との協働により校長及び教員としての資質の向上に関する指標を定める仕組みを創設。

## 教育公務員特例法の一部改正 (平成29年4月1日施行)

- 文部科学大臣は、以下に述べる教員等の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
- 教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

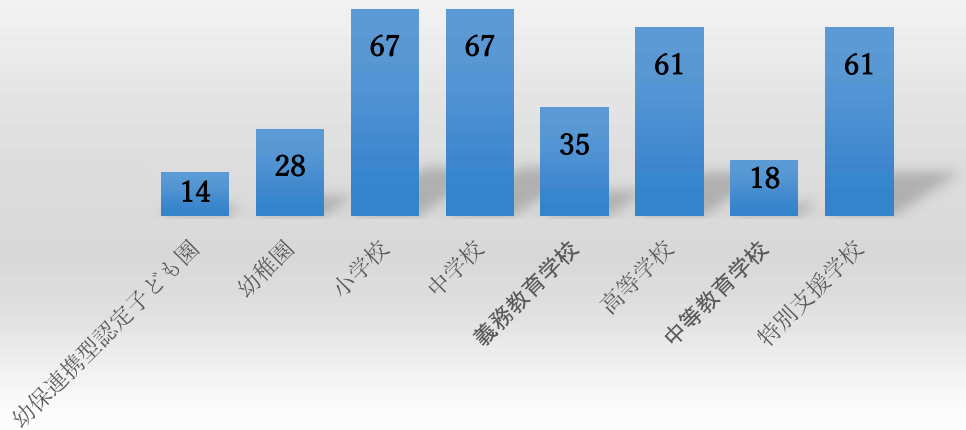


# 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定等に関する状況

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的な整備は着実に進展

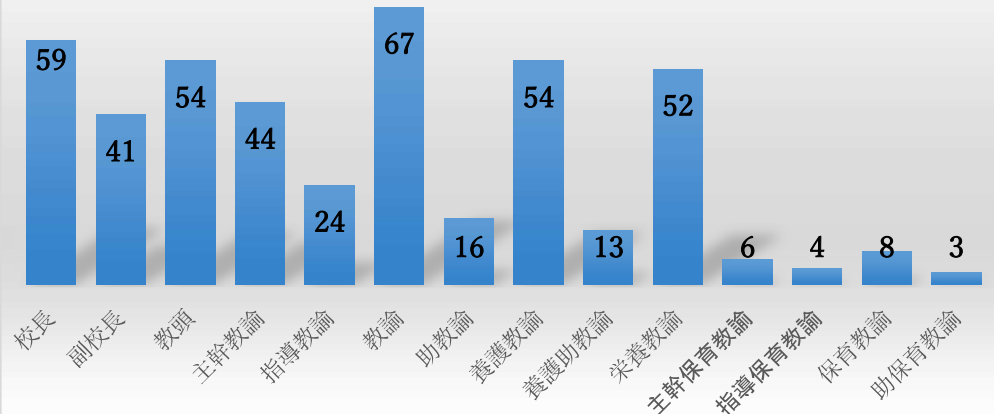
昨年度中にすべての都道府県・政令市において指標、研修計画を策定

昨年度作成の「指標」の学校種

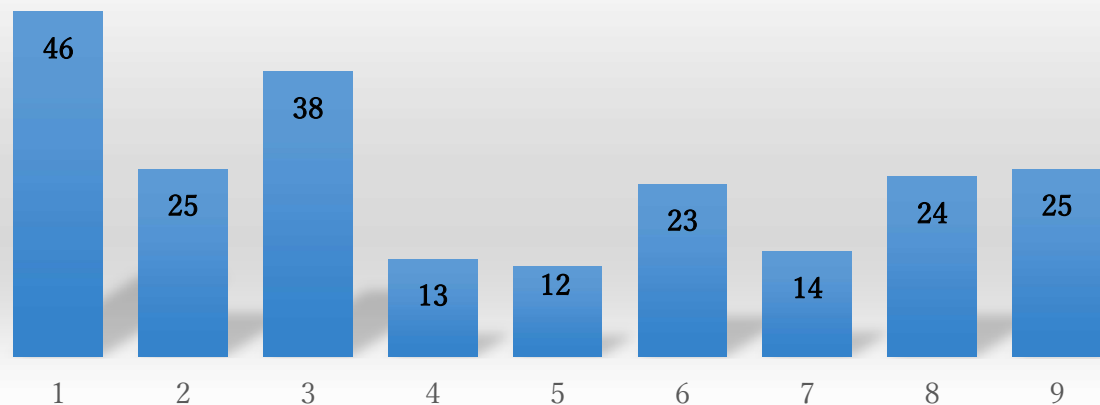


教諭の指標はすべての都道府県・政令市において策定

昨年度作成の「指標」の職種



研修計画の策定以外で指標を活用することを奨励しているもの



- 1 校内研修における指導主事等の指導・助言
- 2 メンターが主導する若手研修
- 3 教育委員会主催の教科別の研修
- 4 校長会が実施する研修会の内容検討
- 5 副校長・教頭会が実施する研修会の内容検討
- 6 教員採用における面接の観点等の検討
- 7 教員採用における模擬授業の観察視点の検討
- 8 教育委員会（指導主事等）の学校視察における視察の観点
- 9 その他

※データは平成30年度公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標策定に関するアンケート調査結果(第1回)(独立行政法人教職員支援機構)より  
 ※調査対象:47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会 基準日:平成30年8月1日

# 教員免許更新制について

## I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、第一次安倍内閣の教育再生会議の提言を受けて、平成21年4月から施行。

## II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状):有効期間なし
  - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
  - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年  
更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

## III. 免許状更新講習

### (1) 開設者

- ・大学
- ・都道府県等の教育委員会 など

例年約9万人が免許状を  
更新している

### (2) 内容

#### ① 必修領域(6時間)

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

#### ② 選択必修領域(6時間) ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

#### ③ 選択領域(18時間)

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

# 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

## 1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。

（平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

## 2. 教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

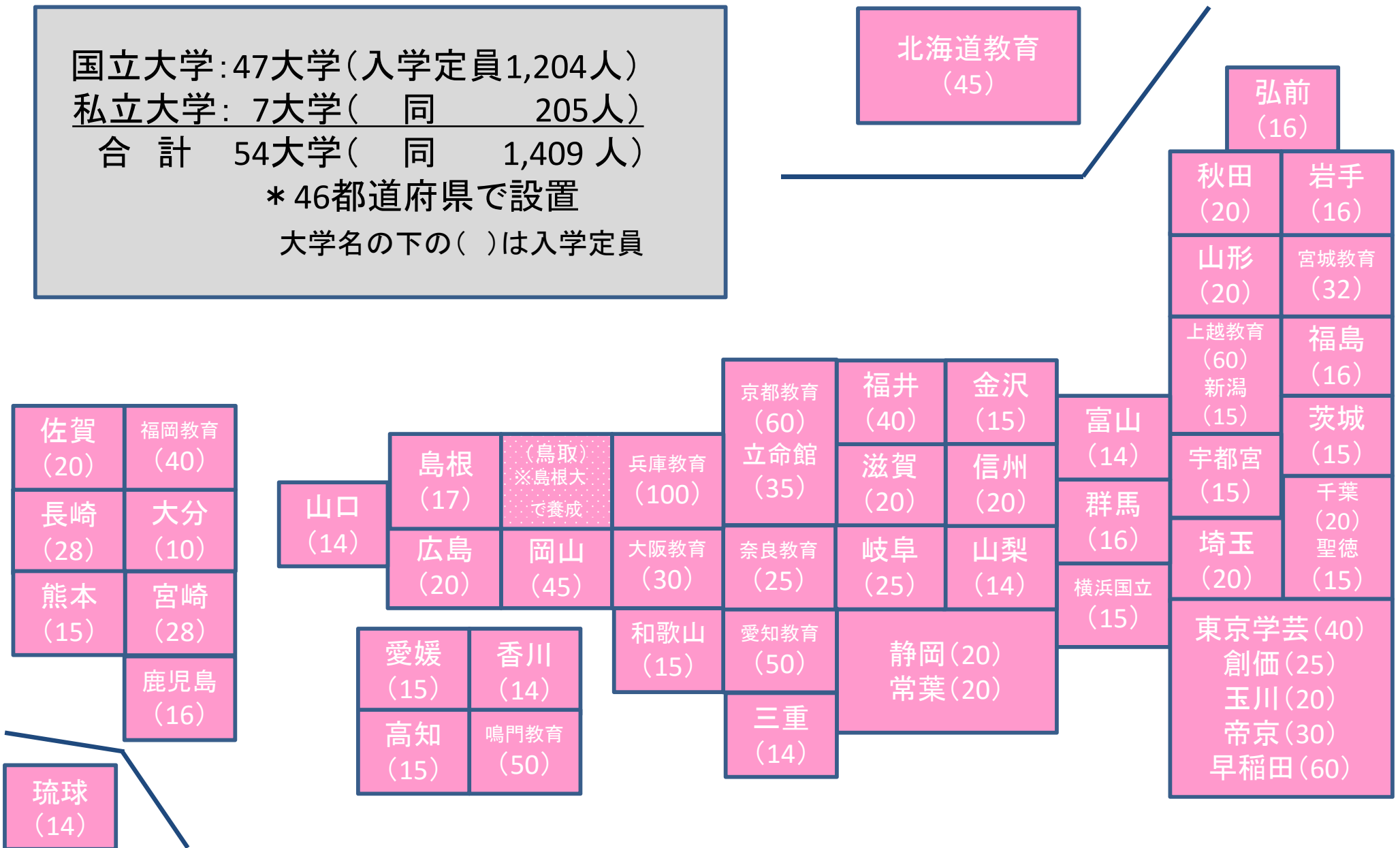
## 3. 現状

- ① 設置大学数【平成30年度】：54大学（国立大学47校、私立大学7校）
- ② 教員就職率（※）【平成29年3月卒業者】：91.7%  
（参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率：67.5%  
国立教員養成系修士課程の修了者の教員就職率：54.0%  
（※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【平成30年度】：97.2%（前年度より0.3%減）
- ④ 志願者数【平成30年度】：1,738人（前年度より6人減）
- ⑤ 入学者数【平成30年度】：1,370人（前年度より28人増）  
（現職教員：669人（49%）学部新卒学生等：701人（51%））

出典：文部科学省調べ

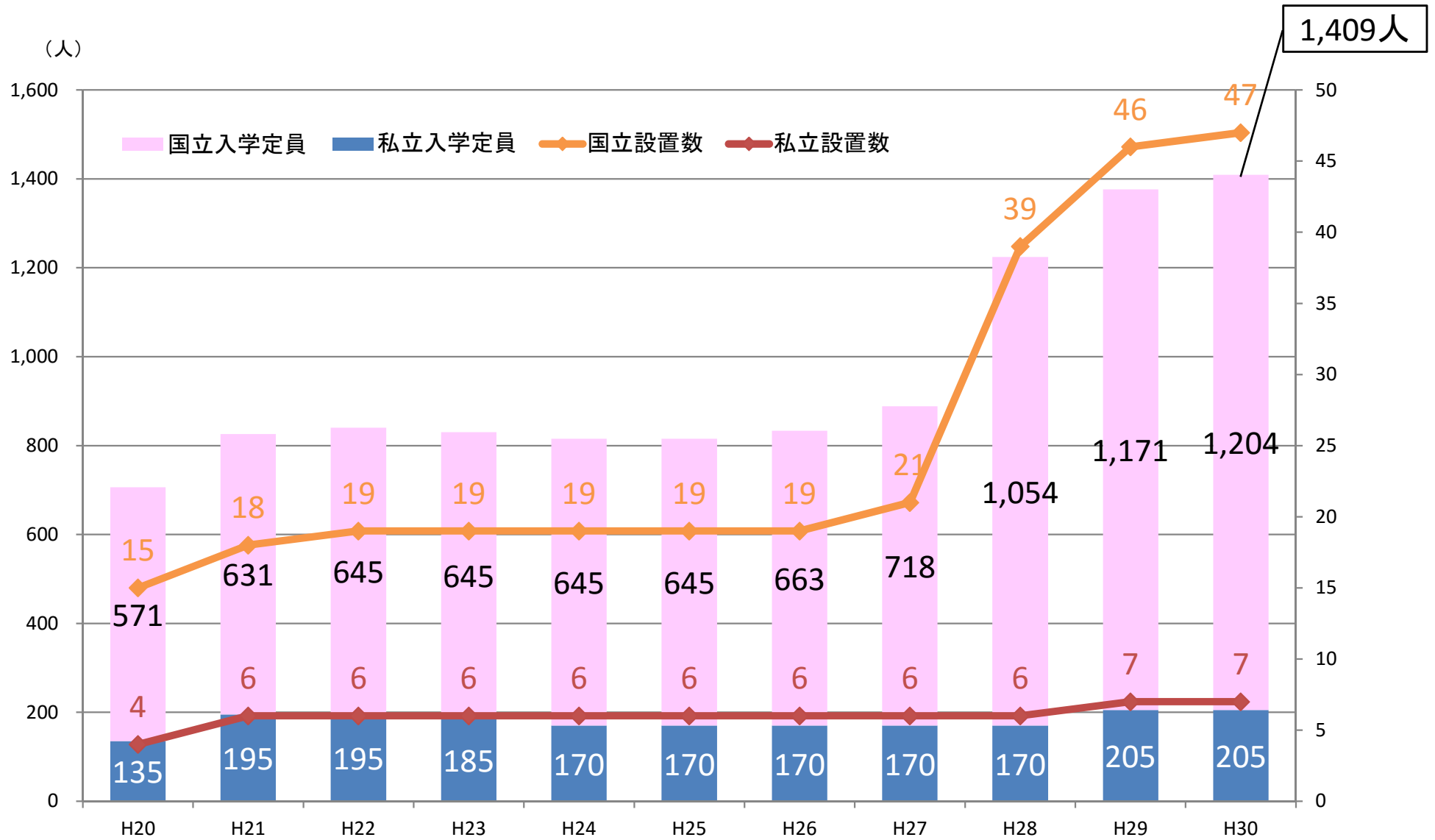
# 全国の教職大学院の設置状況(H30)

国立大学: 47大学(入学定員1,204人)  
 私立大学: 7大学(同 205人)  
 合計 54大学(同 1,409人)  
 \* 46都道府県で設置  
 大学名の下の( )は入学定員



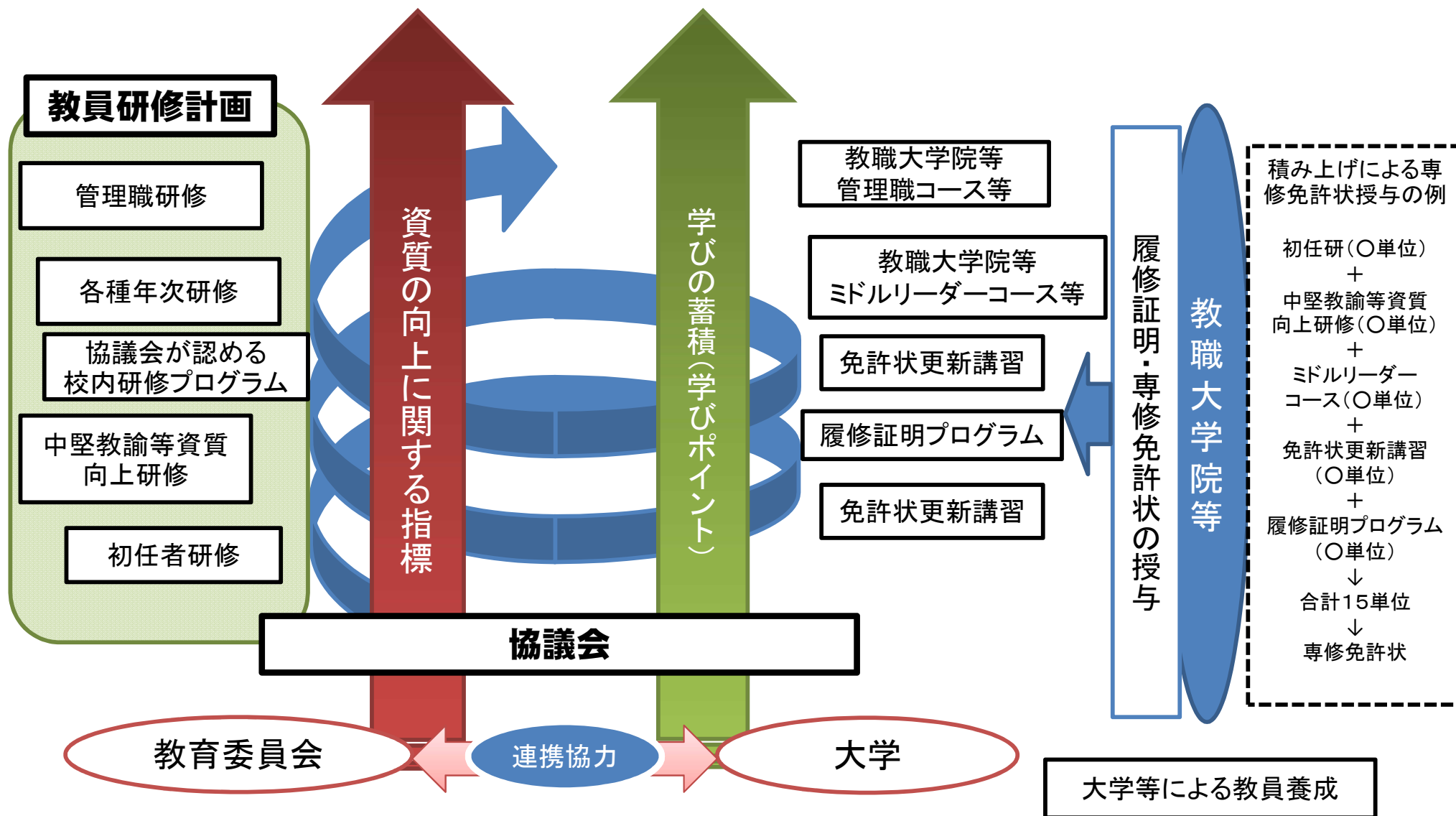


# 教職大学院の設置数と入学定員の推移



※文部科学省調べ

# 学び続ける教員を支えるキャリアシステム（将来的なイメージ）



協議会の協議において、資質の向上に関する指標の策定を行うとともに、指標を踏まえつつ、各種研修、免許状更新講習、履修証明プログラム、教職大学院コースをそれぞれ単位化し、それらの積み上げによって履修証明や専修免許状を授与する取り組みの推進を図り、学び続ける教員の具現化を図る。

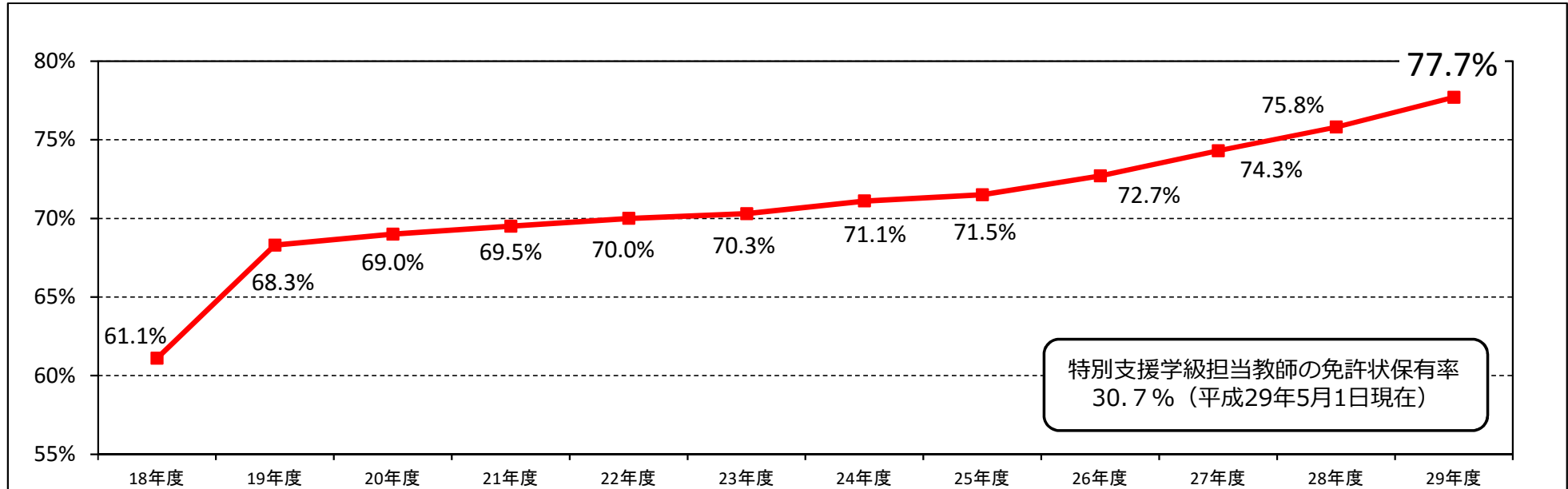
※「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)より(一部加工)

# 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

## （特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較）

○免許状保有率：77.7%（H29年度）⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項（「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定）



※平成18年度の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者（当該障害種）」を合わせた割合を示す。

### ＜特別支援学校教諭等免許状保有率の向上に向けた取組＞

- ・ 都道府県・政令指定都市及び大学が実施する、特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位となる講習会の開催費用の支援
- ・ 地方公共団体との意見交換等における、免許状の保有率向上に向けた取組の要請
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における、免許法認定通信教育の開設

# 公立学校教員の人事評価制度について

## (1) 人事評価制度の概要

- 能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った公務員を育成するとともに組織全体の士気高揚、公務能率の向上を通じて、住民サービス向上を図る目的で、平成26年5月、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）が成立し、人事評価制度が導入された（平成28年4月1日施行）。
- 教員の能力と業績を適正に評価し、評価結果が処遇上も報われるようにすることは、教員全体への信頼性を高め、頑張る教員を励まし応援していく上で重要。
- 公立学校の教員のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うものとされている。（地教行法第44条）

### 人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施
- ②人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用される

#### 能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握

（項目例）責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ（管理職）、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

#### 業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

（項目例）教育成果、工夫改善、効率性、指導育成実績（管理職）、など

※人事評価は、公正に（地公法第23条第1項）、定期的に（地公法第23条の2第1項）行わなければならない。

## (2) 人事評価結果の活用

- 人事評価結果の活用状況は右の通り。

活用分野	都道府県・指定都市数
昇任	39
昇格・降給	44
勤勉手当	45
免職・降任	21
配置転換	25
研修	35

活用分野	都道府県・指定都市数
人材育成・資質向上等	42
表彰	24
条件附採用期間の勤務状況判定	37
指導改善研修の認定	25
再任用の決定	13



# 人事評価の現状

- 人事評価システムについて、全都道府県・指定都市の67教委で導入。
- 人事や給与、表彰、指導改善研修の認定等、人事評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において人事評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、人事評価と学校評価が連動している教委が、67教委中38教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への人事評価の活用について、平成30年4月1日現在67教委中25教委が実施。
- 表彰への人事評価の活用について、平成30年4月1日現在67教委中24教委が実施。

# 教諭等(管理職を除く教育職員)に対する人事評価の活用状況

活用分野等	活用している教育委員会数(全67教育委員会)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
昇任	27	29	36	39
昇給・降給	18	25	42	44
勤勉手当	16	24	43	45
免職・降任	10	13	21	21
配置転換	22	22	25	25
研修	30	33	36	35
人材育成・能力開発・資質向上	44	43	42	42
表彰	21	20	24	24
条件附採用期間の勤務状況判定	26	32	37	37
指導改善研修の認定	17	21	25	25
再任用の決定基準	10	12	14	13
その他	8	6	7	7

# 学校管理職養成等に関する教職大学院の取組事例

※国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について  
～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～（平成30年7月文部科学省）より

## 【兵庫教育大学】外部との連携による学校管理職・教育行政トップリーダーの養成・研修等

- 全国に先駆け教職大学院に教育政策リーダーコースを設置し、教育長等教育行政職幹部職員の養成・研修を実施
- 教育長をはじめ教育行政幹部職員及び学校管理職を対象とした「教育行政トップリーダーセミナー」を全国主要都市で開催（参加者：H27年168人、H28年143人）  
\*平成29年度からは（独）教職員支援機構と共同開催
- 平成16年度から兵庫県と共催で新任の教頭・指導主事等管理職を対象とした「学校管理職・教育行政職特別研修」を実施（毎年度約250名が受講、受講者総数は3,500名を超える）。また、教職大学院学校経営コースのカリキュラムに研修の成果を一部反映
- 兵庫県立教育研修所との連携により、本学の教員が兵庫県心の教育総合研究センター所長や主任研究員に就任し、地域の公立学校が抱える心の教育課題の対応に貢献（これまでに共同で開発した教育プログラム等）
  - ・自殺予防に生かせる教育プログラム（H29.3）
  - ・いじめ未然防止プログラム（H27.3）
  - ・心の健康教育プログラム（H24.3）

教育行政トップリーダーセミナー  
(独)教職員支援機構と協働実施



兵庫県・神戸市と共催の「学校管理職・教育行政職特別研修」



## 【岐阜大学】教育委員会と連携した学校管理職の養成

### 1 背景

日本には学校管理職を養成するシステムは存在せず、学校経営に関する学修のないまま、赴任校でいきなり学校経営業務を担当する。学校管理職を養成するためのシステムとコンテンツの形成が求められる。

### 2 岐阜県教育委員会と連携した取組

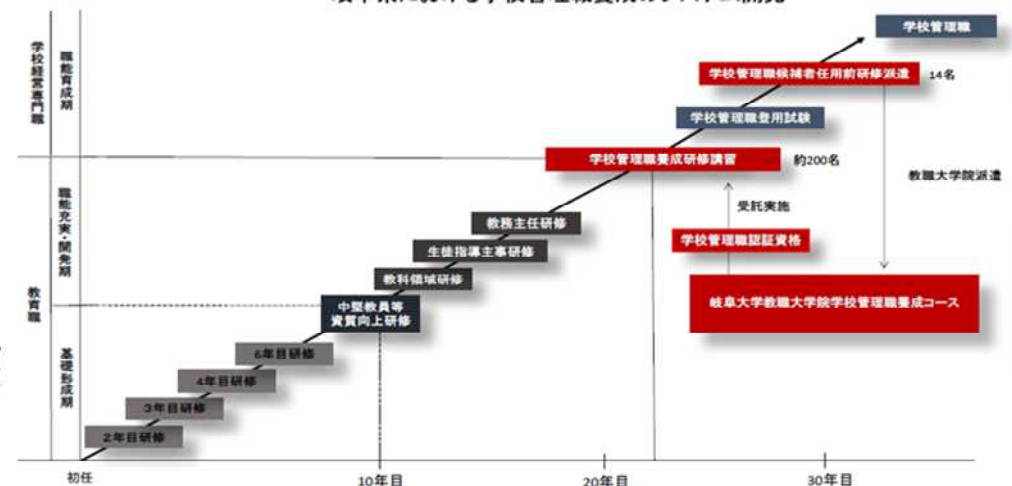
学校管理職になる前の教員を対象とした養成を開始。

- ①教職大学院の再編：県教育委員会からの学校管理職候補者（教頭登用試験合格者等）の派遣教員を対象とした「学校管理職養成コース」の設置。教頭のコンピテンシーを養成するための教育行政実習や学校経営実習を開発。
- ②岐阜県の教員研修：新任主幹教諭と新任教務主任への悉皆研修として、学校管理職養成研修講習を開始。平成30年度から、希望者に対しては科目等履修制度の手続により、教職大学院の単位とする。

### 3 取組の効果

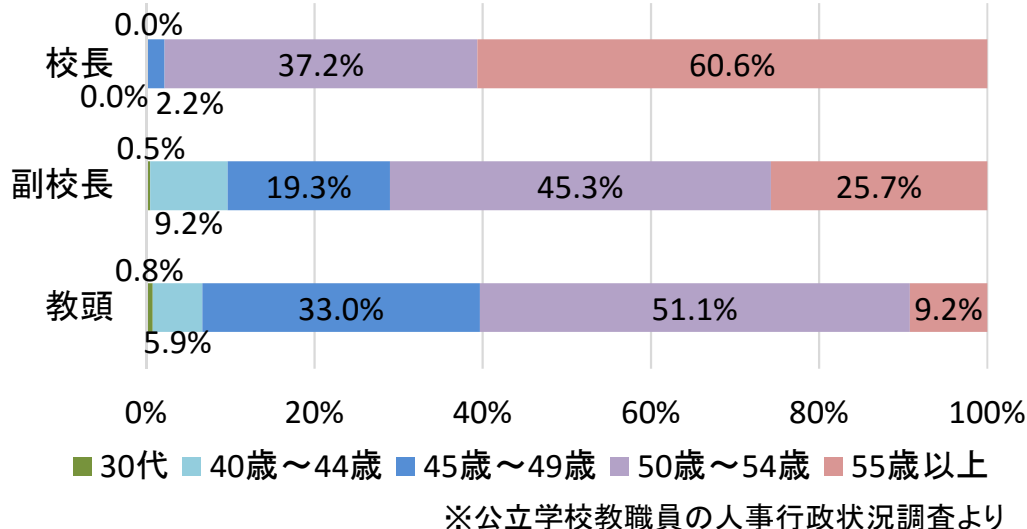
受講者評価から、組織経営能力や組織開発能力の向上が認められた。

岐阜県における学校管理職養成のシステム開発

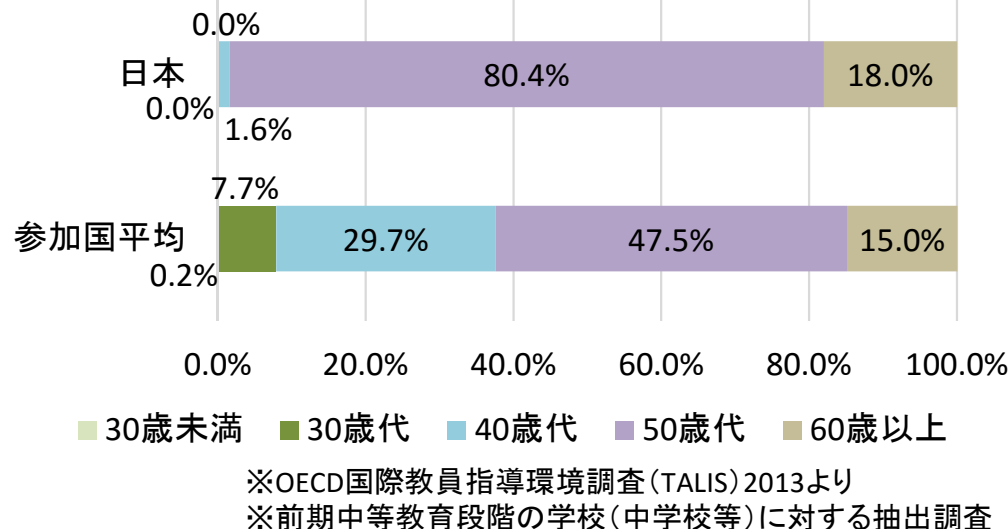


# 実力に応じた学校管理職の登用

校長・副校長・教頭の年齢別登用状況(平成29年度)

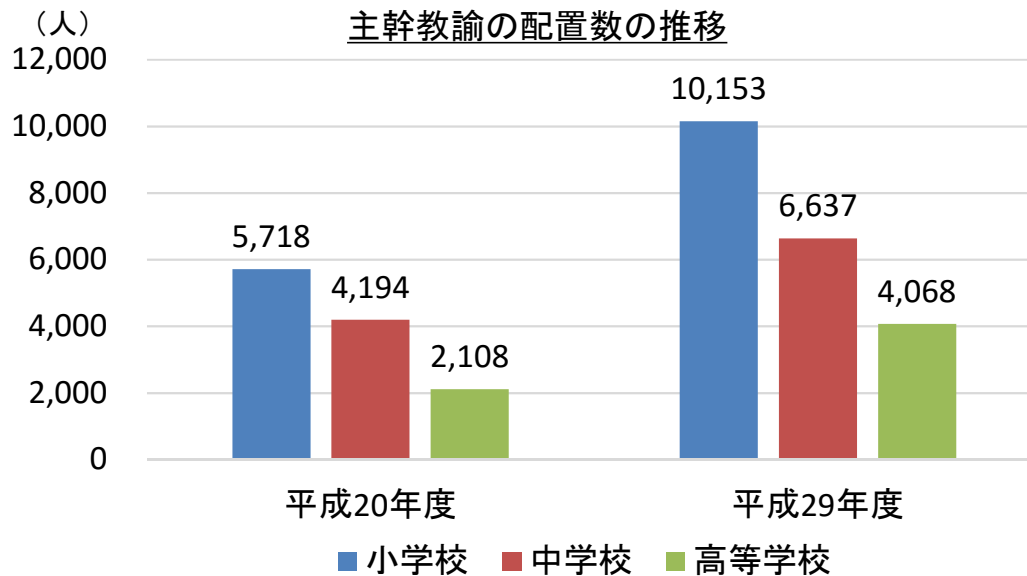


校長の年齢層別の割合(国際比較)



# 主幹教諭の配置促進

主幹教諭の配置数の推移



※学校基本調査より  
※高等学校は通信制を除く。

## 平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について(通知) (平成30年3月5日付29文科初第1533号)【抜粋】

### 第2 教職員人事に関する各種施策

#### 4 校長・副校長・教頭の登用状況等

学校が自主性・自律性を発揮し、家庭や地域と連携した学校教育活動を展開するためには、地域や学校の特長・課題を的確に把握し、リーダーシップを発揮して、組織的・機動的な学校運営を行うことができる人材を、校長・副校長・教頭に確保することが重要である。

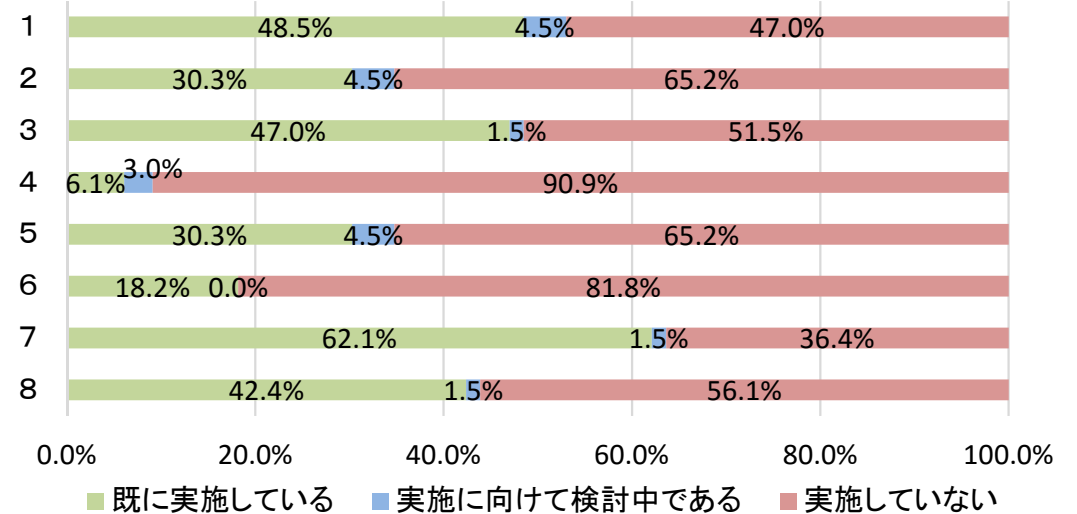
このため、副校長の配置や教頭の複数配置など校長の補佐体制を強化するとともに、副校長・教頭が力を発揮することができるよう、教頭と事務職員との分担の見直しなど事務体制の整備や主幹教諭の配置等の取組を進め、さらには、教員出身でない者の登用など管理職選考の工夫を行うなどして、優秀な人材の確保に努めること。



# 学校管理職の養成

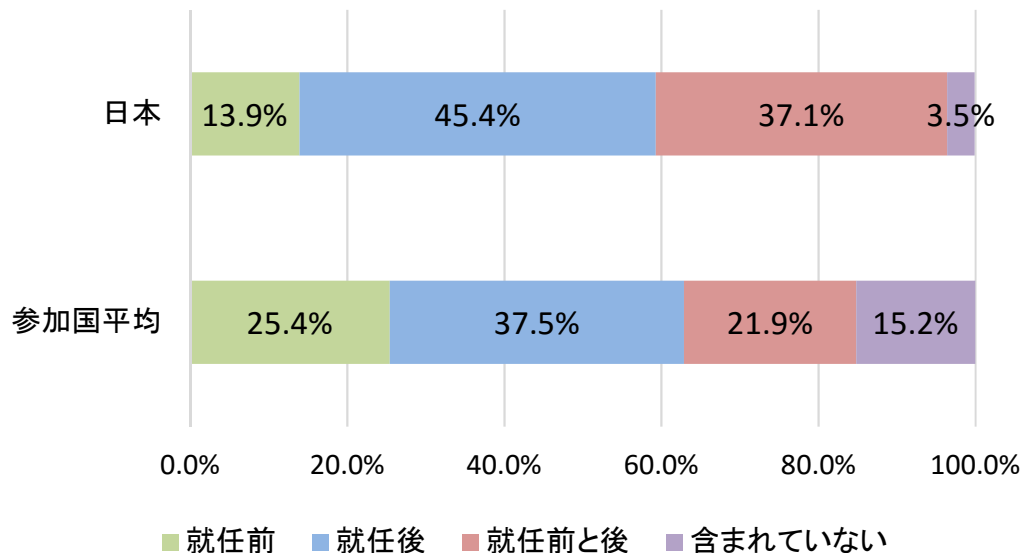
学校管理職候補者の育成・確保の手立ての実施状況

1. 有望な学校管理職候補者を選びセンター等で研修を行う
2. 有望な学校管理職候補者を選び大学院派遣研修を行う
3. 有望な学校管理職候補者を選び派遣研修(大学院を除く)を行う
4. 学校管理職選考試験受験の条件として特定の研修を指定する
5. 研修において有望な学校管理職候補者を見極めるため、教育委員会として組織的・計画的な取組を行う
6. 有望な学校管理職候補者を優秀な校長在籍校へ異動させて育成を行う
7. 有望な学校管理職候補者に主幹教諭等のいわゆる「新たな職」の経験をさせて育成を行う
8. 有望な学校管理職候補者を選び、異動を通じた育成・評価を計画的に行う(例えば、教育委員会による適切な支援の下で課題校を経験させる等)



※学校管理職育成の現状と今後の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月国立教育政策研究所)より  
 ※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)  
 ※学校管理職候補者の育成・確保の手立てについては選択肢のうち研修に関連するものを抜粋

校長が受けた公的な教育に「学校管理に関する、あるいは、校長を対象とした研修プログラムやコース」の要素が含まれているか及び受講時期(国際比較)



※OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2013より  
 ※前期中等教育段階の学校(中学校等)に対する抽出調査

## (独) 教職員支援機構が実施する教職員等中央研修

各地域において中心的な役割を担う教職員を育成する。

### ○中堅教員研修

対象:教職経験が概ね10~20年の者  
 標準定員:660人(H30)

(主なカリキュラム)

- ・学校組織マネジメント
- ・防災と安全管理
- ・組織づくりとコーチング
- ・メンタルヘルスマネジメント
- ・インクルーシブ教育システムの構築 等

### ○次世代リーダー育成研修

対象:教職経験が概ね10年前後の者  
 標準定員:120人(H30)

(主なカリキュラム)

- ・ミドルリーダーの役割
- ・学校と家庭、地域との連携
- ・カリキュラム・マネジメント
- ・校内研修プログラムの開発 等

**客観的根拠を重視した教師の資質能力向上のための政策の推進**

## 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

### I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

### II 教育をめぐる現状と課題

#### 1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

#### 2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化  
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
  - 子供や若者の学習・生活面の課題
  - 地域や家庭の状況変化
  - 教師の負担
  - 高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向  
OECDによる教育政策レビュー 等

### III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

#### ≪個人と社会の目指すべき姿≫

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

#### ≪教育政策の重点事項≫

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

### IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

### V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

#### 1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要  
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]  
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施  
[職員の育成、先進事例の共有]  
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

#### 2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」を着実に実施し、教育費負担を大幅に軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
  - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
  - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
  - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
  - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
  - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
  - ◇大学施設の改修
  - など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

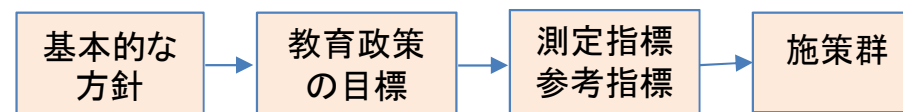
#### 3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>		
	(3) 健やかな体の育成<〃>		
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

# 教員・学習に関する国際調査

2019年度予算額(案) 40百万円 (前年度予算額 44百万円)

OECD(経済協力開発機構)が実施するTALIS(国際教員指導環境調査)に参画し、学校の学習環境と教員の勤務環境に関する国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資する。

## TALISとは

- TALIS(Teaching and Learning International Survey)は、OECDが実施する教育インディケータ事業の一つであり、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査
- 2008年から5年周期で実施され、2018年に第3回調査を実施(日本は第2回調査から参加)

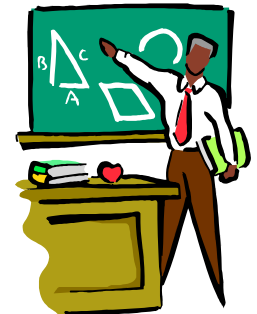
## 調査概要(第3回)

- 調査対象：前期中等教育段階の学校(中学校等)の校長及び教員  
※1か国につき200校(国公立)、1校につき校長1名及び教員(非正規教員を含む。)20名を抽出  
※日本は初等教育段階の学校(小学校等)に係るオプション調査にも参加
- 調査時期：2018年2月～3月(日本)
- 調査方法：質問紙調査に回答(校長用(所要40～50分程度)／教員用(所要50～60分程度))
- 調査項目：◆校長、教員自身について ◆当該学校について ◆現在の仕事 ◆学校のリーダーシップ  
◆職能開発、初任者研修及び校内指導(メンタリング) ◆フィードバック、教員への公的評価 ◆指導全般  
◆特定の学級における指導 ◆文化的に多様な環境における学校教育、指導 ◆学校の雰囲気、仕事に対する満足度
- 参加国・地域：OECD加盟国等40か国・地域以上
- 国内実施機関：国立教育政策研究所



## サテライトプロジェクト

- ビデオ調査(Video Study)
  - ・ 実際の授業風景をビデオ撮影して分析し、指導と生徒の学習成果の関係を分析する。
  - ・ 8か国・地域が参加
- グローバル・ビデオ・ライブラリー(Global Video Library)
  - ・ 質の高い授業実践をOECDのウェブサイト等で一般公開し、各国の授業改善に資する。
  - ・ ビデオ調査参加国のうち数か国・地域程度が参加予定

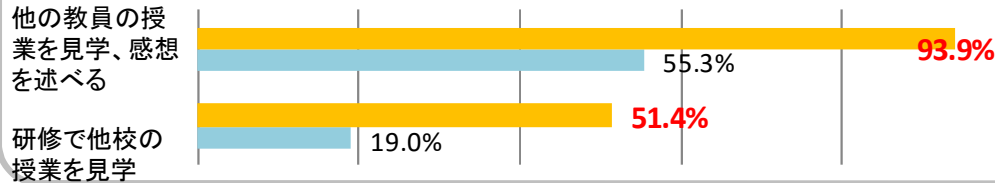




**校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている**

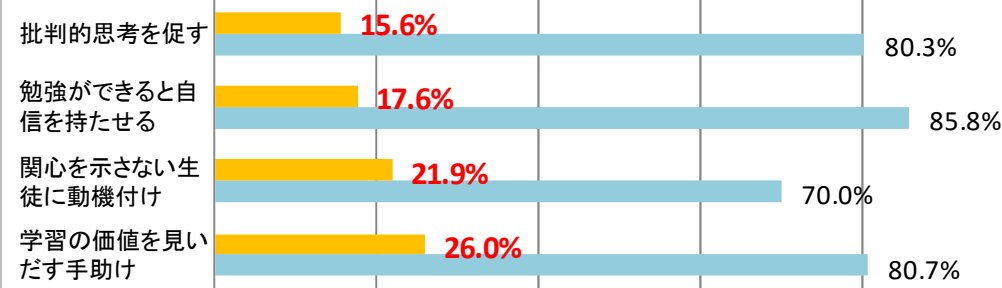
- ▶ 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、**組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。**
- ▶ **教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケート**など多様な取組の実施割合が高い。
- ▶ これらの取組の効果として、**指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響**があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

**<授業見学の実施状況>**

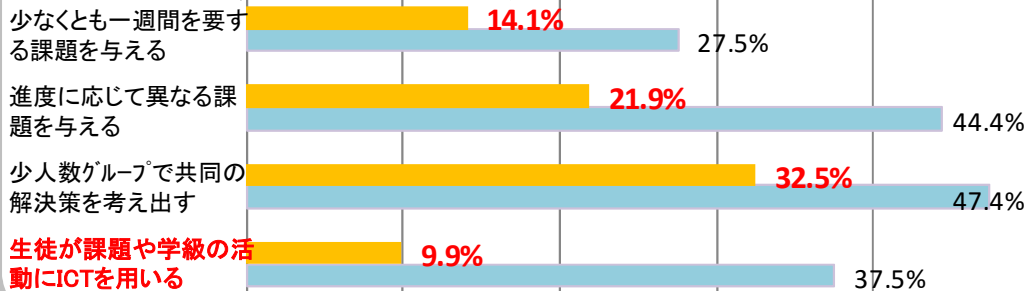


**教員は、主体的な学びを引き出すことに対しての自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い**

**<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>**



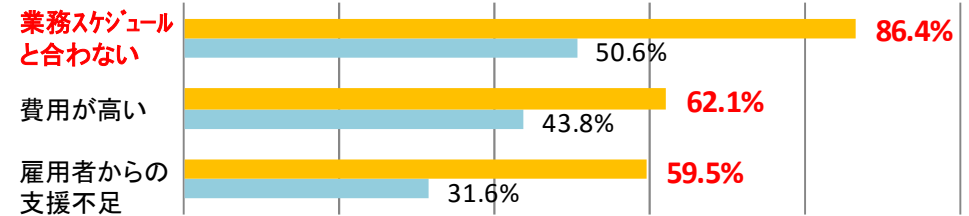
**<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>**



**研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題**

- ▶ 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、**校内研修が盛ん**に行われている。
- ▶ **日本では、研修へのニーズが全体的に高い**が、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、**多忙であるため参加が困難な状況**がある。

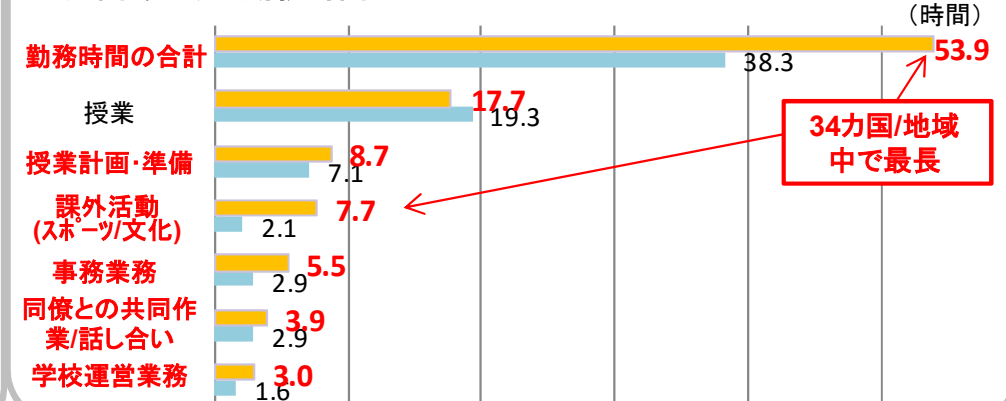
**<研修参加への妨げ>**



**教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い!人員不足感も大きい**

- ▶ 日本の教員の**1週間当たりの勤務時間は最長**。
- ▶ **授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。**
- ▶ **教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。**

**<1週間あたりの勤務時間>**



# 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

2019年度予算額（案） 66百万円（前年度予算額 79百万円）

教員が教職生涯にわたってその資質能力を向上させていく効果的な仕組みの構築に資するため、大学、教育委員会、民間教育事業者等に対する委託研究を行うことなどにより、教員の養成・採用・研修を通じた改革を推進する。

## 養成改革の推進

### ①先導的な教職科目の在り方に関する研究[4機関]

新しい学習指導要領その他現代的な教育課題等を踏まえた、プログラミング教育、理数等の教科横断的な教育内容、日本語指導が必要な児童生徒等への指導、在外教育施設での教育実習等に関する先導的な教職科目の在り方について研究する。

### ②教職課程の質の保証・向上を図る仕組みの構築[2機関]

自律的に教職課程の質の保証・向上が図られる仕組みを構築するため、設置者による別を踏まえつつ、教職課程の自己点検・評価や第三者評価の在り方に関する研究を行う。

### ③教科教育コアカリキュラムの研究[2機関]

大学の教員養成課程において修得すべき中学校及び高等学校の教科教育に関する資質能力の詳細及び達成目標を明らかにしたコアカリキュラムを研究する。

#### 教科教育コアカリキュラムの策定

大学の教員養成課程において修得すべき小学校の教科教育に関する資質能力の詳細及び達成目標を明らかにしたコアカリキュラムを策定する。

## 研修改革の推進

### ①校長及び教員としての資質の向上に関する指標と研修の効果的な連動に関する研究[2機関]

学び続ける教師を支える仕組みの具体化のため、情報システムにより教職員の研修履歴を蓄積し、指標を踏まえて当該情報を学校管理職等が教職員に対する研修履修指導に活用するなど、指標と教員研修の効果的な連動について研究する。

### ②研修の単位化・専修免許状取得プログラムの開発[2機関]

大学等と連携し、教員の育成ビジョンを共有しつつ、各種の教員研修や免許法認定講習等の様々な学びの機会を積み上げることで、専修免許状の取得が可能となるプログラムを開発する。

### ③働き方改革推進のための研修の在り方に関する研究[3機関]

勤務時間を意識した働き方を学校現場に根付かせるための効果的な学校管理職に対する研修、一般の教員に対する研修の在り方について研究する。また、学校内における適切な業務分担の在り方の一つとして、主幹教諭や指導教諭が学校内の若手教師の指導力向上に向けて中核的な役割を果たすモデルを創出する。

### ④民間教育事業者との連携による教員の資質能力向上[3機関]

民間教育事業者と連携した教員研修プログラムの開発など、民間教育事業者の知見を活用した教員の資質能力向上を図る。

## 採用改革の推進

### ①効果的な入職の在り方に関する研究[2機関]

教員採用試験の実施内容、結果等と入職後の実績との関連性を明らかにするなどして、優れた教員を確保するための教職への入職の在り方について研究する。

### ②効果的な特別免許状を活用した採用に関する研究[2機関]

多様な人材の教職への入職を促すため、特別免許状の授与を受けて入職した者について、特別免許状授与の要件と入職後の実績との関連性を明らかにするなどして、効果的な特別免許状を活用した採用の在り方を研究する。

### 教員採用試験における 共通問題の作成に関する検討

各都道府県等における教員採用の際の試験問題作成上の負担軽減や、新たな教育課題を踏まえた適切な試験の実施等の観点から、教員採用試験における共通問題の作成について検討する。

## 先進的な取組の普及

大学、教育委員会、民間教育事業者等の実施する先進的な取組を全国に広めるため、国において、「教師力向上フォーラム」を開催する。

委託研究により実施するもの

国が直接実施するもの